

障害児通所給付費に係る利用者負担上限月額の設定誤りについて

千曲市におきまして、障害児通所給付に係る利用者負担上限月額の決定に関し、一部に不適切な事務処理があったことが判明しました。

この誤りにより、皆様の信頼を損ない、対象となる利用者様及びその保護者の皆様、関係機関の皆様へ多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 事案の概要

児童福祉法に基づき、「放課後等デイサービス」を利用している障がい児が、引き続き「放課後等デイサービス」を受けなければ福祉を損なう恐れがあると認められ、満18歳に達した後においても、引き続き「放課後等デイサービス」を利用した場合の利用者負担上限月額において、本来は「利用者の保護者及び利用者の保護者と同一世帯の者の所得」に応じて算定しなければならないところ、一部において「利用者本人及びその配偶者の所得」に応じて算定し、その結果、利用者の保護者にお支払いいただくべきであった負担額の一部を公費から支出しておりました。

2 対象期間

令和元年12月から令和4年10月までのサービス利用分

3 決定誤りとなった対象者及び金額

(1)対象者数:15名

(2)本来利用者の保護者に負担いただくべき金額:319,953円

(10月利用分は未確定のため除く。利用者の保護者が過大に負担したケースはなし。)

4 今後の対応

(1)現在サービスをご利用中の対象者:11月分からの給付決定内容を修正し、給付決定通知書及び受給者証を発送いたします。

(2)令和4年10月分までの利用分:対応が決まり次第該当者及び関係事業所にお知らせいたします。

5 再発防止策

職員の事務引継ぎの不備及び関係法令の理解不足が招いたものであり、①係会等内部会議による関係法令等の確認の徹底。②担当者が異動する際の、法令・業務手順及びシステムマニュアルの正確な引継ぎ。③事務処理内容の複数人による確認の徹底。の実施を進めてまいります。

本件に関する問い合わせ先

千曲市健康福祉部 福祉課 障がい者支援係 (課長)坂井 道夫 (担当者)橋立 慎太郎
電話(代表)026-273-1111(内線1276) メールアドレス fukushi@city.chikuma.lg.jp